平成28年8月相模原市教育委員会定例会

- 日 時 平成28年8月12日(金曜日)午後2時30分から午後3時57分まで
- 場 所 相模原市役所 教育委員会室
- 日 程
- 1.開 会
- 2 . 会議録署名委員の決定
- 3.議事

日程第 1 (議案第52号) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 について(教育局)

日程第 2 (議案第53号) 工事請負契約について(市立麻溝小学校A棟校舎改築等 工事)(教育環境部)

日程第 3 (議案第54号) 相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について(教育環境部)

日程第 4 (議案第55号) 相模原市立図書館協議会委員の人事について(生涯学習部)

日程第 5 (議案第56号) 相模原市教育委員会組織条例について(教育局)

- 4.報告案件
 - 1 市立小・中学校の定期監査の結果について(教育総務室)
- 5.閉 会

出席委員(4名)

委員長職務代理者 大山宜秀

教育 長 岡本 実

委 員 田 中 美奈子

委 員 福田須美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 笹 野 章 央 教育環境部長 新津昭博

生涯学習部長	佐	藤		暁	教	靖
教 育 総 務 室 担 当 課 長	杉	Щ	吏	_	教 育 総 務 室 主 査 萩 生田 成	光
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 保 健 課 長	荒	井	哲	也	学 校 保 健 課 丸小野 美総 括 副 主 幹	紀
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 施 設 課 長	Щ	П	和	夫	学 校 施 設 課 小 杉 雅 担 当 課 長	彦
図 書館 長	細	谷	正	行	図書館総括副主幹 笹 野 宏	明
事務局職員出席者						
教育総務室主任	田	村	雄	_	教育総務室主事 上 原 達	也

開 会

大山委員長職務代理者 それでは、ただいまから相模原市教育委員会8月定例会を開会いたします。

本日、永井委員長より欠席の申し出がありましたので、ご報告するとともに、相模原市 教育委員会8月定例会につきましては、委員長職務代理者である私、大山が進行を務めさ せていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は4名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、田中委員と私、大山を指名いたします。

はじめにお諮りします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大山委員長職務代理者 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について 大山委員長職務代理者 それでは、これより日程に入ります。

日程1、議案第52号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笹野教育局長 議案第52号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、ご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の規定によりまして、教育委員会では、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況につきまして、点検・評価を行い、その結果を報告書として作成をし、議会に提出するとともに、公表することとなっております。

本議案は、同法の規定に基づきまして、平成27年度の本市教育委員会の実施事業等を対象とした点検・評価結果報告書について、ご提案をするものでございます。

なお、本報告書につきましては、教育委員会で決定の後、市議会9月定例会議への提出

を予定しております。

報告書の詳細につきましては、教育総務室長より説明させていただきます。よろしくお 願い申し上げます。

大用教育総務室長 それでは、お手元の平成28年度相模原市教育委員会点検・評価結果 報告書に基づき、概要についてご説明をさせていただきます。

まず、1ページをご覧いただきたいと思います。

はじめに~平成27年度「さがみはら教育」の主な動向~では、教育長からのメッセージとして、平成27年度の本市教育行政の主な動向をまとめてございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

この点検・評価は、相模原市教育振興計画の進行管理の役割を担うものであることから、 教育振興計画の概要を掲載しております。

4ページをご覧いただきたいと思います。

ここでは、点検・評価を実施する意義や根拠法令、報告書の構成について掲載しております。

5ページをご覧ください。

ここからは、相模原市教育振興計画の施策体系に基づき、学校教育、生涯学習・社会教育、家庭・地域の教育と3つの基本目標ごとの12の基本方針に沿って、個別事業の検証結果や達成状況について、点検・評価結果をまとめており、本報告書の主たる箇所になります。

続きまして、5ページから7ページの学校教育につきましては、基本目標「広く世界に目を向け、自ら学び、ともに心豊かにたくましく生きる子どもを育成します」のもと、基本方針1の「社会の変化を踏まえ、生きる力を育む学校教育を推進します。」から、基本方針5の「地域に根ざした特色ある学校運営を目指します。」を掲げており、基本方針ごとに、主な施策、対象事業、総合評価とそれを裏付ける成果指標を掲載しております。

7ページから9ページの生涯学習・社会教育につきましては、基本目標「市民が生涯にわたり学び続け、いきいきと暮らす生涯学習社会を創造します」のもと、基本方針6の「多様化する学習ニーズに対応した生涯学習・社会教育の機会や施設を充実します。」から、基本方針9の「市民との協働による文化財の保存と活用を進めます。」を掲げており、基本方針ごとに、主な施策、対象事業、総合評価とそれを裏付ける成果指標を掲載しております。

そして、9ページから10ページの家庭・地域の教育につきましては、基本目標「家族や郷土を愛し、ともに心豊かに暮らす地域社会の形成に向けて、家庭や地域の教育力を高めます」のもと、基本方針10の「子どもの健やかな成長を支える家庭教育力の向上を促進します。」から、基本方針12の「郷土を学び、郷土に親しむ活動を促進します。」を掲げており、基本方針ごとに、主な施策、対象事業、総合評価とそれを裏付ける成果指標を掲載しております。

続きまして、11ページ、12ページをご覧いただきたいと思います。

ここでは、点検・評価を行うに当たって、学識経験を有する方々との意見交換会を開催 した際にいただきましたご意見を掲載しております。

13ページ、14ページをご覧ください。

ここでは、15ページ以降の成果指標と個別事業ごとの点検・評価結果の前段として、 個別事業の抽出の基準や評価の視点について、掲載をしております。

15ページ、16ページをご覧ください。

ここでは、基本方針ごとに掲げている成果指標の数値の推移とそれに関連する個別事業 について掲載をしております。

17ページをご覧ください。

ここからは、個別事業ごとの点検・評価結果について、予算額、評価、目的、実施内容、 成果・効果、課題、今後の方向性を掲載しております。

飛びまして、32ページをご覧ください。

ここからは、相模原市振興計画の主な施策と事業について、平成27年度の取組状況や 実績を掲載しております。

40ページをご覧ください。

ここでは、平成27年度の教育委員・教育委員会の活動状況について、まとめております。

まず、「1 教育委員会の会議の状況」でございますが、平成27年度は、定例会、臨時会あわせて17回開催し、74件の議案について審議いたしました。

41ページをご覧ください。

「2 教育委員の活動状況」では、教育委員の主な活動状況について、まとめております。

42ページをご覧ください。

「3 平成27年度の活動を振り返って」では、委員長が昨年度を振り返って、感想や 思いを述べております。

43ページ以降には、点検・評価にかかる実施要領と平成27年度の教育委員会議案一覧を参考資料として掲載をしております。

以上で、議案第52号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

大山委員長職務代理者 説明が終わりました。これより質疑、ご意見などございましたら、 お願いいたします。

福田委員 16ページのところにまとめてありますので、それに基づいてちょっとご質問ですけれども、今後特に推進していくということで黒丸がついておりまして、主に小・中連携教育推進事業、児童・生徒健全育成事業、青少年・教育相談事業、麻溝小学校校舎改築事業、宇宙教育普及事業というようなことになっておりますが、昨今の状況から見ますと、やはり家庭・地域の教育というところですね。ここには特に推進とないからやらないということではもちろんないわけですけれども、やはり、緊急課題等も出てきているようですので、あわせてもう一度振り返りながら、特に推進していくようなことについて、少し焦点化しながら課題を解決していくようにしていただきたいなと思います。

大用教育総務室長 今、いただきましたご意見、大変大事なものと思いますので、今後の 施策の推進に生かさせていただきたいと思います。

田中委員 先ほどの16ページの点検・評価の結果の一覧でまとまっているところで、平成31年までの目標値に向けて、あと3年ぐらいですが、確実に目標に向かって推進できていて、すばらしいと思っております。目標値100%というところに向けての98.4%とか、すばらしい成果を見せているのではないかと思います。

また、数値的には、もうちょっとというところでは、基本方針 1 2 のところの古民家園 及び旧石器ハテナ館の入館者数だと思います。ただ、教育振興計画を作成した当時の人数 から比べると、はるかに多くなっているというところでは、一定の評価ができるのではな いかと思います。

あとは、いろんなイベントをやっていて、広報さがみはら等、いろんなところで目にするのですけど、なかなかそこに足を運んでいただけていないのか。もしくは、その事業は実はもう募集人数はいつもいっぱいということなのか、ちょっと私は把握していないのですが、これからもどんどんそういうPR等を充実していただきたいと思います。また、バ

ス等の公共交通機関を利用した、そういうアクセスの仕方というところでも工夫をしていただけると、もうちょっといいのかなと思いました。

ここ何年かずっと、特に、改善・再構築、終了・廃止というところがあまり出てきていないというところで、さらにもっともっと効果を上げていこうというところだと思うのですが、改善・再構築的は、目的が適切であって、より効率的・効果的な事業推進を目指し、実施方法・手段等について改善を行った上で推進していくとなっていますので、もしかしたら事業によっては、やり方を変えた方がいいのではないかというところもあるのではないかなとちょっと思ったりもします。平成28年度もこのまま進んで行っていると思うのですが、平成29年度のときに、どうしていくかというところを踏まえて方針を考えていただけたらいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

大山委員長職務代理者 どうですか、今の田中委員のご意見に対して。

大用教育総務室長 まさに委員がおっしゃったとおり、この点検・評価というのは、つくることが目的ではなくて、これをもとにして事業をよりよくしていくのが目的です。まさに、その目標値には至ってないわけですので、事業全体としては推進するようになっていても、個々のいろいろなところで改善していく余地は十分あると思っております。この点検・評価をそういうことに生かしていくのが一番この点検・評価の大事なところだと思っておりますので、今日いただいた意見も大事にしながら改善に努めてまいりたいと思います。

佐藤生涯学習部長 先ほどの基本方針 1 2 の「郷土を学び、郷土に親しむ活動を促進します。」のところの貴重なご指摘ありがとうございます。ご指摘いただいたとおり、なるべく定数を定めずに大勢の方に来ていただくような事業を展開していきたいと考えております。中には教材の関係で事前の定数等を定めなければならないものもございますが、なるべく大勢の方に来ていただけるようにしていきたいと思います。

また、最近では古民家カフェという形で、移動式のキッチンカーに来ていただいて、公園に遊びに来た方たちにコーヒーを飲みに来ていただくついでに古民家園の方も見学していただくという、そういった複合的な取り組みもしてまいりたいと考えております。さらに、工夫を重ねて大勢の方に来ていただけるように努めてまいりたいと思います。

田中委員 何か、そういうキッチンカーが来ているとは全然知らなかったのですけども、 とてもいいと思います。それが、そのうちホットドックとかそういうものではなくて、何 か古民家でしか食べられないもの。お焼きがいいかどうかとかもわからないのですけど、 相模原の昔からある、例えば津久井大豆を使った何かとか。何かそういうのに発展していただけると、ここに来て、これが食べられて、こういう体験ができたというところで、さらに相模原を知って親しんでいただけるのではないかなと思うので。何かそういう機会もつくっていただけたらいいかなと思います。

佐藤生涯学習部長 ぜひ、そういったことも展開できるように努めてまいりたいと思います。

福田委員 生涯学習の関連で、やはり16ページのところの2生涯学習・社会教育の欄の公民館、図書館、博物館の項目に関してです。

公民館については、ちょっと利用率が下がっていることもあったりしまして、全体的な目標値に占める割合としてはそれほどということではないのですが、平成26年、平成27年の関係では少し下がっています。このあたりのところをやっぱり市民の自主的な学びの場として、そして地域づくりの役に立つようなところで重要ですので、もう少し考えていただきたいということと。

それから、図書の貸出冊数のとこは、ちょっと低いかなということがあります。やはり、本当に小さいときから子どもの学びをというところで、一生懸命やってくださっているように思うのですけれども、特に子どもたちの学び、それから学校との連携も進めているところなので、どういうふうにしていくかということについて、広く意見をいただくなりして、やっぱり読書活動というところに力を入れていただきたいと思います。

博物館の入場者数については、とてもいい成績になっているかと思います。いろいろと 工夫をし、子どもたちの学び、関心を引き出すような様々な取り組みも行い、少しずつ子 どもたちも博物館の中で学び、関心を高めていくことができてきつつあるかと思うのです が、やっぱり相模原らしさみたいなところをもう少し強調して、文化発信について、政令 市らしく伝統的なものを推進してほしいと思います。津久井地域との合併等もありました ので、やっぱり博物館の位置付け等もちょっと違ってくるかと思います。そういうことで も、やっぱり合併して、また新たに発信していくものもあろうかと思いますので、ぜひ、 今後も力を入れていただきたいと思います。

佐藤生涯学習部長 公民館に関しましては、やはり市民の学習の場ということを常に意識 しながら、なるべく大勢の方にご利用いただくための仕掛けづくり、地域づくりというこ とを念頭に置きながらやっていきたいと思います。

また、図書館では若い世代の読書離れもございます。先般、ヤングフェスティバルとい

うのを相模大野図書館の方で行い、ビブリオバトルという、本の紹介をお互いにしあいながら、周りの人がどっちの紹介がよかったかみたいな、そんなゲーム形式のものをやらせていただいたり、いろいろ工夫をしながら、新しいターゲットといいますか、未利用者の方々にも目を向けながらやってまいりたいと思います。

博物館にしましても、今、博物館とJAXAとの施設連携を強化することで、JAXA に来たお客様にも博物館に来ていただこうと努めています。

あと、最後にやはり、ここで合併しておよそ10年、そして政令市に移行して5年経ちましたので、今、福田委員の方からご指摘いただきました、津久井地域とのさらなる新たな資源の掘り起こしみたいなことも、ここで再度ギアチェンジしながら、新たなその展望といいますか、そういったところに向けて一生懸命やっていきたいと思います。

大山委員長職務代理者 ほかに質疑、ご意見等ございませんか。

(「はい」の声あり)

大山委員長職務代理者 ありませんので、これより採決を行います。

議案第52号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを原案 どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

大山委員長職務代理者 ご異議ございませんので、議案第52号は可決されました。

工事請負契約について(市立麻溝小学校A棟校舎改築等工事)

大山委員長職務代理者 次に、日程 2、議案第 5 3 号、工事請負契約について(市立麻溝 小学校 A 棟校舎改築等工事)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新津教育環境部長 議案第53号、市立麻溝小学校A棟校舎改築等工事の工事請負契約について、ご説明を申し上げます。

本市では、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、予定価格3億円以上の工事又は製造の請負につきましては、議会の議決に付すべき契約と定めておりまして、市立麻溝小学校A棟校舎改築等工事につきましては、予定価格が3億円以上となりましたので、これに該当し、9月議会に上程いたすものでございます。

本議案は、提案の理由にございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第29条の規定により、市長から意見を求められており、相模原市教育委員会教育長に対 する事務委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定によりまして、教育委員会へ提案するものでございます。

議案第53号の工事請負契約についてでございますが、工事の名称は市立麻溝小学校A棟校舎改築等工事でございます。

工事の場所ですが、相模原市南区下溝713番地でございまして、議案第53号関係資料1ページの案内図をご参照いただきたいと存じます。

契約金額でございますが、6億8,310万円で、契約の相手方は谷津建設・カナコー 共同企業体の代表者、谷津建設株式会社代表取締役でございます。

履行期限は、本契約締結の日から517日以内とするもので、平成30年2月末の完成を予定しております。

契約の締結の方法につきましては、一般競争入札を条件付きで行ったものでございまして、入札参加に設けました主な条件は、建設業法に基づく建築一式工事の許可があり、同工事について特定建築業の許可を受けていることなどでございます。

工事の概要でございますが、2ページの設置図をご参照いただきたいと存じます。

太い実線で表示した部分が工事部分でございまして、建物の構造は鉄筋コンクリート造3階建て、建築面積は約1,200㎡、延床面積は約2,700㎡でございます。

施設の主な概要でございますが、3ページから6ページの平面図をご参照いただきたいと存じます。内容につきましては、3月の教育委員会でご説明をさせていただいておりますので、今回は省略をさせていただきます。

また、各方角からの立面図につきましては7ページを、契約の相手方の概要につきましては8ページの関係資料その2を、入札参加業者の概要につきましては10ページの関係資料その3を、入札の状況につきましては11ページの関係資料その4をご参照いただきたいと存じます。

以上で、議案第53号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

大山委員長職務代理者 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見などございました らお願いいたします。

福田委員 11ページのところにございます最低制限価格をご説明いただけますでしょうか。

小杉学校施設課担当課長 最低制限価格なのですけれども、こちらは当初の予定している

予定価格から、どこまでの価格であれば、その工事を請負えるかという一番低い入札の価格を設定したものです。その目的というのは、ダンピング防止ですとか、あるいはそういった建設の品質の保持という観点から、これ以上安い価格で入札すると、そういったものが維持できないだろうということで、最低、これぐらいは必要な工事費だということを定めるものです。

福田委員では、質保証の観点ということで了解いたしました。

田中委員 以前もお話を伺っていると思うのですが、確認させていただきたいと思います。 こちらを建設している間は、今までどおり A 棟校舎が使えるのでしょうか。

それから、工事車両等の出入りについて、きっといろんなことを確認、事故がないようにしていただけると思うのですが、通学時等のことで何か制限していることなどがあったら教えていただきたいのですけど。

山口学校施設課長 まず、A棟校舎の利用の関係でございます。改築する場所につきましては、今、広場になっている場所がございますので、新たにそちらの方に設置するため、現在のA棟校舎については、新しい校舎が完成するまでは、そのままの状態で活用する予定です。完成後に新しい校舎の方に引っ越しという予定になっています。

また、工事車両の関係でございますけども、当然、子どもたちの安全を確保を第一優先 にやっておりますので、安全確保については十分注意を払ってまいりたいと考えておりま す。

2ページの配置図で申しますと、プールがあり、その上に市道当麻105号とありますが、そちらの方からの工事車両の進入になりますので、それ以外については、工事車両の進入については予定してございません。図面で見ますと、正門からの導線、それと上の方の県道相模原町田沿いの現行の通用門、そちらの2カ所からの通学路になりますので、工事部分については通らないような形で安全対策を講じて、児童の安全を守ってまいりたいと考えております。

田中委員 そうしますと、改築後のA棟校舎ができてから、今あるA棟校舎については解体をされるということで、それを含めて平成30年2月末の工期なのでしょうか。

それと、もう1つ。この図面の中で、9時、15時という記載や点線で示されているものがありますが、これは何を表しているのか、教えていただけますでしょうか。

山口学校施設課長 まず、解体の件ですけども、解体につきましては、全て子どもたちが 引っ越したその後、翌年度に解体を予定しています。解体は解体で別の工事になります。 今回の契約はあくまでも改築ということでありますので、新しく建設する分のみのものになります。

それと、図面の点線になりますけども、この9時とか書いてある部分につきましては、 日陰の部分、日照です。太陽が上がってどの部分が日陰になるかというところを示してい る点線でございます。

大山委員長職務代理者 契約締結の方法で、条件付きとあるのですが、ちょっとあまり聴き慣れない言葉で、市からの条件を付けた一般競争入札ということなのか、ちょっとお教えいただきたいと思います。

小杉学校施設課担当課長 通常、一般競争入札ですと、広く工事業者を募るという形になるのですけれども、大規模工事になりますと、市内業者 1 社でやるにはちょっとなかなか難しい場合があったりしますので、これにつきましては、建築一式の総合点数 7 8 0 点以上の業者が共同企業体、いわゆる」Vを組んで入札に参加をするという条件を付けており、条件付きとなっています。

田中委員 今回の工事は、道路の拡幅によって改築ということだったと思いますが、この A 校舎ってそこにひっかかっているわけですよね。その改築に関しては、全面的に市の方でやるものなのでしょうか。それとも、道路拡幅というところですので、補償があるので しょうか。

山口学校施設課長 道路の拡幅によるものでございますので、基本的には補償という部分が含まれております。以前は県道という形で神奈川県が管理しておりましたけども、政令市になったことによって、相模原市が管理をしているということであります。相模原市の各部局の中でうまく調整をしながら分担していくという形になろうかと思います。

福田委員 やはり可能な限り環境に優しいという視点からも、よりいいものをつくっていただきたいと思います。

山口学校施設課長 今回の小学校の校舎の改築に当たりましては、津久井産材の使用という部分も配慮しております。教室の中の腰板ですとか、一部の教室の床材だとか、そういった部分につきましても、環境を考慮した中で津久井産材の使用ということも含まれております。

大山委員長職務代理者 よろしいですか。ほかに質疑、ご意見等ございませんか。

(「はい」の声あり)

大山委員長職務代理者 ありませんので、これより採決を行います。

議案第53号、工事請負契約について(市立麻溝小学校A棟校舎改築等工事)を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

大山委員長職務代理者 ご異議ございませんので、議案第53号は可決されました。

相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について 大山委員長職務代理者 次に、日程3、議案第54号、相模原市児童生徒等災害見舞金審 査委員会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新津教育環境部長 議案第54号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事 について、ご説明を申し上げます。

本議案は、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員について、任期満了に伴う後任の委員を委嘱する必要があるため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第11号の規定によりまして、提案をいたすものでございます。

はじめに、児童生徒等災害見舞金制度の概要につきまして、ご説明を申し上げます。 恐れ入りますが、2枚目の参考資料をご覧いただきたいと存じます。

この制度は、(1)にございますように、学校管理下において、児童生徒等が負傷、疾病、身体障害または死亡した場合に見舞金を贈呈するもので、表にございますように5つの見舞金に区分されております。

当該審査委員会におきましては、特別見舞金の贈呈につきまして、審議を行うものでご ざいます。

次に、定数及び構成、任期についてでございますが、当該審査委員会は附属機関の設置に関する条例に基づき設置されているもので、学識経験者、保護者の代表、学校関係者等の代表から構成されておりまして、委員は10名以内となっており、任期は2年でございます。

- (4)の審議内容についてでございますが、発生した災害につきまして、条例の規定や 過去に前例等がない場合、特別見舞金の贈呈に関して教育委員会からの諮問を受け、審議 を行うもので、特別見舞金の案件がない場合には開催はいたしておりません。
- (5)の開催実績等でございますが、記載のとおり、前回の開催は平成2年3月29日 でございます。その後は、特別見舞金の対象となる案件がございませんので、開催はいた

しておりません。

1枚目の議案にお戻りいただきたいと存じます。

本議案は、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員1名が任期満了になることから、後任の委員を委嘱することが必要なため、提案するものでございまして、裏面の下段をご覧いただきたいと思います。

任期満了の方でございますが、学識経験のある方として、相模原市医師会からご推薦をいただいております木内哲也氏が8月31日をもって任期満了となりますが、引き続き委嘱をお願いするものでございまして、任期は9月1日から2年間でございます。

なお、9月以降の委員の構成につきましては、名簿のとおりでございます。

以上で、議案第54号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。 大山委員長職務代理者 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたら お願いいたします。

福田委員 確認でございます。開催実績というのが平成2年となっておりますので、この間、開かれていないということで、それは特別見舞金の対象となる大きな事故がなかったと考えてよろしいわけですね。

荒井学校保健課長 委員おっしゃるとおりで、こうした事案の該当がなかったということ で開かれておりません。

大山委員長職務代理者 私も当該委員の一人ですので、一言補足いたします。審査委員会 は、特別な見舞金があるときに開催するとなっていますけど、毎年の見舞金の実績等動向 を報告するようにしてもらいました。以前は委員に対して報告がなかったのですけれども、 その年の見舞金の実績、それから動向を必ず年1回報告してくださいます。

福田委員 そうですよね、なにもないとね。いいことだと思います。

大山委員長職務代理者 ほかにご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

大山委員長職務代理者では、ありませんので、これより採決を行います。

議案第54号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についてを原案ど おり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

大山委員長職務代理者 ご異議ございませんので、議案第54号は可決されました。

相模原市立図書館協議会委員の人事について

大山委員長職務代理者 それでは、次に、日程4、議案第55号、相模原市立図書館協議 会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤生涯学習部長 議案第55号、相模原市立図書館協議会委員の人事につきまして、ご 説明申し上げます。

本議案につきましては、現在の相模原市立図書館協議会の全ての委員が本年8月28日をもって任期満了を迎えることから、後任の委員を委嘱いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第11号の規定により提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案第55号参考資料、相模原市立図書館協議会についてをご覧いた だきたいと存じます。

- (1)の設置目的は、記載のとおりでございます。
- (2)の定数及び構成でございますが、定数につきましては、相模原市立図書館条例第 15条により、10人以内とされております。

また、委員の構成は、同条例第16条によりまして、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、市の住民のうちから委嘱することとされております。

- (3)の任期につきましては、2年。
- (4)の活動内容につきましては、図書館の運営に関し、館長からの諮問に対する答申 を行うことや、図書館奉仕に関し意見を述べることなどでございます。

具体の内容につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、委嘱いたします方々につきまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案の裏面にございます、相模原市立図書館協議会委員名簿をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、選出区分の学校教育の関係者といたしまして、相模原市立中学校長会からご 推薦いただきました、市立上溝中学校長の小野充氏と、相模原市立小学校長会からご推薦 をいただきました、市立清新小学校長の二ノ宮比呂志氏でございます。

小野氏につきましては、再任で2期目、二ノ宮氏につきましては、今回新規の委嘱でご

ざいます。お二人からは、特に教育現場での読書に係る取り組みですとか、学校と図書館 との連携など学校現場の視点から、ご意見をいただきたいと考えております。

次に、社会教育の関係者といたしまして、相模原市公民館連絡協議会からご推薦をいただきました同会副会長で相模台公民館長の山内靖弘氏と相模原市社会教育委員会議からご推薦いただきました社会教育委員で、虹のおはなし会代表の大橋千景氏でございます。

山内氏につきましては、再任で2期目、大橋氏につきましては再任で3期目でございます。お二人には、特に地域の方々が求めている図書館の役割など、日ごろの活動の中で得られた様々な情報を基にしたご意見をいただきたいと考えております。

続きまして、選出区分「家庭教育の向上に資する活動を行う者」といたしまして、子育て親育ち応援団with.cfc副代表の古田政子氏とみらい子育てネットさがみはら連絡協議会副会長の高柳眞木子氏でございます。

両団体は、親自身の自立や子どもの健やかな成長の手助けを目的として、市内を中心に活発に活動しており、子どもの成長と読書との関係や、家庭における読書環境づくりなど、家庭教育や子育ての視点からのご意見をいただけるものと考えております。

古田氏につきましては、再任で3期目、高柳氏につきましては、再任で2期目でございます。

続きまして、選出区分「学識経験のある者」といたしまして、専門図書館協議会の事務 局長として多方面でご活躍されております、鈴木良雄氏と麻布大学教授で学術情報センタ ー長、学長補佐の村上賢氏でございます。

お二人からは、公共図書館としての方向性などについて、専門の立場からご意見をいた だきたいと考えております。

なお、鈴木氏につきましては、再任で4期目、村上氏につきましては、今回新規の委嘱 でございます。

最後に、選出区分「市の住民」でございます。

公募委員でございまして、6名の方から応募がございました。市民公募委員選考委員会 において2名を選考したものでございます。

選考は、応募者の「これからの図書館が果たすべき役割について」をテーマといたしました作文の内容を基にして、委員としての意欲、図書館への関心度、論旨の明快性、この3つの視点で評価が行われ、齋藤裕子氏は、図書館活動について興味を持ち、最新情報を得ながら図書館が果たすべき役割について理解をしていることが評価され選考されたもの

でございます。

また、渡邊健一氏は、障害者利用に対する視点も含め、公立図書館や本市の図書館に理解があり、図書館利用についても精通していることが評価されました。

なお、今回委嘱いたします方々の任期につきましては、平成28年8月29日から平成30年8月28日までの2年間でございます。

以上で、議案第55号、相模原市立図書館協議会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

大山委員長職務代理者 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

田中委員 こちらの人事については、いろんな各方面からの人選で、私は特に異論はございません。先ほどの点検・評価の中でちょっと出ました、図書館の貸出冊数というところで、少し低迷しているのではないかというお話が出ましたが、子どもたち、大人も含めてなのですけれども、やはり今、読書する時間が少なくなっている、ほかに何か気をとられるものがたくさんあるということが現状だと思います。何故、本を読むことがいいのか、そして相模原市としては、どういうところで図書館を利用していただきたいのかということをお伝えしながら、いろんなところからの代表の方が出てきていただいていますので、ぜひ、様々なご意見を聴きながら、施策の検討をお願いします。相模原市内の図書館利用率が上がって、たくさんの方が本を借りていただけるような環境づくりをしてただけたらなと思っております。

大山委員長職務代理者 よろしいでしょうか。ほかに質疑、ご意見等ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

大山委員長職務代理者 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第55号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

大山委員長職務代理者 ご異議ございませんので、議案第55号は可決されました。

相模原市教育委員会組織条例について

大山委員長職務代理者 次に、日程 5、議案第 5 6 号、相模原市教育委員会組織条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大用教育総務室長 議案第56号、相模原市教育委員会組織条例について、ご説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条ただし書きの規定に基づき、 相模原市教育委員会の組織を定めることについて、同法第29条の規定により、市長から 意見を求められたため、これに同意いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務 委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により提案するものでございます。

制定する条例の内容についてでございますが、相模原市教育委員会は、教育長と5人の 委員により組織することを定めるものでございます。

本条例の施行期日でございますが、平成29年4月1日から施行するものでございます。 以上で、議案第56号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定いただきます よう、お願い申し上げます。

大山委員長職務代理者 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたら お願いいたします。

福田委員 今回の増員ということで、いよいよ10月から新しい教育委員会体制に実質的に移っていくということになっているわけですけれども。委員を増員することによって、より市民の、また子どもたちの学習、そのようなことに配慮が行き届く、そういう側面が強化されることを切に願っているわけです。そういう意味で、人を増やすということ、これはこれで私は異論はございません。

あと、やっぱり活動内容も今回、点検・評価等ございましたので、大きくこの点検・評価に結び付く教育活動について見渡しながらいろいろ発言させていただいたり、理解し、かつ、いろいろとこちらの方から申し上げるという、そういう形になってきているかと思うのですけれども、特に重点項目等については、実際に現場の内容をやっぱりよく知った上で発言するということが私は必要だと思います。この人的な補充を広げていくことと、あと、活動内容も少し充実させていく方向でご検討いただきたいなと思います。

そういうことで、実際の現場をしっかり踏まえた上で発言していかなければ無責任でも ございますので、そのような点でも拡充してほしいと思います。

実際の問題として今回の改革は、やっぱり中央集権化ということで、大きくいろいろ議論にもなっているところですので、相模原市の教育委員会は、やはり住民目線で学習というものについて目配りしながら委員が適切に活動、発言できる、そのようなところを私は

願っております。

ます。

笹野教育局長 今、委員からご指摘をいただきました。この今回の組織条例のご提案をさせていただいた、その根底につきましては、新しい制度のもとで、教育委員のチェック機能の強化、また教育委員会の活動内容の強化ということも求められることで、多様なご意見をより反映するという意味でも、教育委員1名の増員をお願いするものでございます。今、委員からご指摘があったように、その活動内容の充実ももちろんでございますし、当然、人選につきましても、そういった申し上げたような観点で人選をすることになろうかと思いますので、ご指摘、ご要望に添った形で進めていきたいと考えてございます。田中委員 私も増員については、先ほど福田委員からもご意見がありましたように、ただ

また、今日みたいに例えば1人欠席の場合、やはりとても寂しいなという感覚があります。そういう意味でも、これからは教育長は兼委員長で、また違った立場になりますので、やっぱり委員として5名が一緒に活動していくことで、より充実させることは必要なことではないかと思います。

人を増やすのではなくて、活動を充実させていただきたいことは切に願うところでござい

それに際して、ちょっとご質問させていただきたいのですが。

まず、1つは、他政令市との比較というのは特に必要ないのかもしれませんが、実際、他政令市では、教育委員はどのくらいの人数でいらっしゃるのかということと、平成294月1日からということですが、10月1日で改選になる委員と4月1日からの方といらっしゃると思うのですが、この4月1日からの任期というのは、やはり3月31日までとなっていくのかということを教えてください。

大用教育総務室長 今ご質問ございました、他の政令指定都市の状況でございます。他の政令指定都市では岡山市を除く18市で教育長及び教育委員の定数5名以上の組織体制になっておりまして、また、18市のうち仙台市及び新潟市を除く16市で教育長及び教育委員定数の5名の組織体制となっております。ですので、大部分が5名というのが現状になってございます。

先ほどご説明申し上げました施行期日が4月1日ですので、新たな委員についても4月1日からの任命となりますが、基本的にはその日から4年間が任期でございます。今回、今、9月30日で任期満了を迎え、10月1日が新たな任期という、そういう任期のサイクルが今の教育委員の任期でございまして、そこに新たに4月1日から始まる任期の方が

1人加わるということでございます。教育委員につきましては、なるべく一度に代わることがないように、重複を避けるために年度ごとに交代しておりましたが、今回も年度まではいきませんが4月にずらすことで、少しでも一緒に交代になる方が少なくなるように、そういう形で配慮させていただいた中での施行期日でございます。

福田委員 人によって違うということですね。この任期がね。

大用教育総務室長 はい。任期の始まる日が、10月1日と4月1日ができますが、どちらも4年間の任期は変わりはございません。

大山委員長職務代理者 ほかにご質疑、ご意見等ございますか。

(「なし」の声あり)

大山委員長職務代理者 ありませんので、これより採決を行います。

議案第56号、相模原市教育委員会組織条例についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

大山委員長職務代理者 ご異議ございませんので、議案第56号は可決されました。

市立小・中学校の定期監査の結果について

大山委員長職務代理者 それでは、事務局から報告事項があるようです。

報告事項1について、説明をお願いいたします。

大用教育総務室長 それでは、報告事項でございますが、市立小・中学校の定期監査の結果について、ご報告を申し上げます。

資料につきましては、教育委員会定例会資料ということで、監査委員会からの通知が 1 枚目にきているものでございます。内容をご説明申し上げます。

今回の監査結果では、以前行われた監査において、児童・生徒の安全管理にかかる重要な事項について、指摘や注意を受けていたにも関わらず、改善措置が十分に図られていないことが明らかになったため、監査委員から今回の結果について、教育委員会で改めて報告を行うよう指示があり、ご報告するものでございます。

恐れ入りますが、先ほどの申し上げました結果通知の裏面をご覧いただきたいと思います。

まず、最初に1でございます、今回の監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査でございます。

2の監査の日程ですが、平成28年4月28日から7月7日までの期間に行われました。

3の監査の調査対象及び項目ですが、小学校8校、中学校4校のあわせて12校を対象に、主に平成27年度に執行した児童生徒の安全確保について、現金等の管理について、再配当予算の執行について、の3項目を対象として抽出により行われました。

そして、4の監査の着眼点ですが、大きく3つ挙げられております。

1つ目が、「児童・生徒の安全確保について」として、まず、ア、プールの維持管理は安全確保の観点から適切に実施されているか。イ、理科薬品、プール薬剤の管理は安全に保管するなど、適正に行われているかでございます。

2つ目の着眼点は、「現金等の管理について」として、ア、現金の管理及び出納は適正 に行われているか。イ、切手やはがきの管理は適正に行われているかでございます。

3つ目は、「再配当予算の執行について」として、ア、予算の執行は適正に行われているか、でございます。

続きまして、5の監査の主な実施内容ですが、小・中学校及び教育委員会から提出された関係書類、資料等に基づき、抽出により書面調査及び聴き取り調査が行われました。また、平成28年6月1日、2日、3日及び6日に現地調査が実施されました。

6の監査の結果でございます。

まず、1つ目は、指摘事項でございます。

プールの維持管理について調査したところ、次のような不適正な事例が見られたとあります。

(ア)として、プールにおける日常点検結果を記録するプール管理日誌は、必要な項目を満たした内容であれば、独自の様式を使用することができるとされておりますが、向陽小学校、東林小学校、二本松小学校、弥栄小学校及び根小屋小学校において、日常点検において検査することが必要とされているpH値及び透明度を記載する欄が欠けている独自の様式を使用したことにより、これらの項目について点検したことが確認できなかった。

また、相陽中学校及び大野南中学校ではプール使用期間中 p H 値を記載しておらず、田名中学校では未記入の項目が散見された。

そもそもプールにおける環境衛生については、国から示された学校環境衛生基準を踏まえ、相模原市立小中学校プール保健衛生管理事業実施要領において、日常の管理状況を明確にしておくよう規定している。

平成27年2月に実施した事務監査において、プール使用期間前後の点検や日常点検の

結果を記録していない小・中学校が多数見られたため、点検結果を適切に記録、保存するとともに、記録した状況を把握するよう指摘したところ、その後、同年9月に教育委員会から全校を対象に、プールの使用が終了した時点の記録保存状況に関する調査を行い、プール使用が終了した学校については、実態を把握し、適正に管理されていることを確認しましたとの通知を受け、その内容について同年10月に監査委員会として広く市民に公表をした。

しかしながら、今回の定期監査において、多くの小・中学校で改善措置通知の内容と異なる実態があったことは、日常点検に対する意識が欠如していることを示しており、極めて遺憾であるとの指摘をいただきました。

次に、(イ)として、田名中学校のプール管理で使用している次亜塩素酸ソーダについて、管理簿の記録から16本の使用の経過が不明となっていた。次亜塩素酸ソーダは人体にとって有害な薬剤であることから、厳正な管理が求められており、平成27年度に教育委員会から「水泳プールの安全管理について」と「プール薬剤の適正な取扱い及び管理の徹底について」、各小・中学校長に対して通知されている。

また、平成26年度の定期監査においても、管理簿を作成していない事例や適切に記載されていない事例が見られたことに対し、注意事項としたところである。

しかしながら、今回の定期監査において、プール薬剤の管理について、使用状況の記録 を怠る不適正な事例が再度見られたことは極めて遺憾であるとの指摘がありました。

続いて、3つ目の指摘です。(ウ)として、田名中学校のプールの排水口について、配管の取付口の吸い込み防止金具が設置されていなかった。さらに、金属性の枠に蓋を取り付け、重さで浮かないよう加工した蓋を使用していた。

プールの排水口については、過去に他市において死亡事故が発生するなど重大な事故につながる危険箇所であることから、平成27年度に教育委員会から「プール排水口の点検について」と、「水泳等の事故防止について」、各小・中学校長に対し通知され、ボルト等で確実に固定取付けされていることを確認するよう求められている。しかしながら、田名中学校の状況は二重構造の安全対策や蓋の固定取付けがなされているとは言い難い状況であったことは極めて遺憾であるとの指摘がありました。

次に、監査の結果の2つ目につきましては、注意事項でございます。

現金等の管理について調査したところ、次のような不適切な事例が見られたとあります。 アとして、くぬぎ台小学校の学校教育研究委託事業の現金の管理において、預金口座か ら現金を必要の都度払い戻すことなく、立替状態が6か月以上続いている事例が見られた。 イとして、弥栄小学校の学校教育研究委託事業の現金の管理において、預金口座から現 金を必要の都度払い戻すことなく、一度に全額を払い戻し、学校内で4か月以上現金を保 管している事例が見られた。

今後は、預金通帳で収支管理を行うとともに、「相模原市学校財務事務取扱要領」等に 基づき、出納について適正に事務を執行するよう注意する、とありました。

最後に、7の監査委員の意見でございます。

児童・生徒が水泳等で利用する学校プールは、子どもたちが安心して利用できるよう安全性を確保することが必要不可欠であることは言うまでもない。

プールの安全管理については、過去に他市で発生したプールの排水口の吸い込みによる 死亡事故を契機に、国において「プールの安全標準指針」が策定された。このほか、学校 における環境衛生に係る事項についての「学校環境衛生基準」も示され、本市の教育委員 会においても、「児童生徒が安全かつ衛生的に水泳授業等が受けられる学校プール環境を 実現すること」を目的として、実施要領を定め、安全管理に取り組んでいる。

また、教育委員会から各小・中学校長宛てに毎年度、プール薬剤の適正な管理やプールの排水口の点検等安全管理に関する注意喚起の通知がなされるとともに、学校に対してプールの排水口の蓋の固定状況の写真やプールの使用期間前後における点検票の提出などを求めている。

しかしながら、学校において、プール薬剤の適正な管理が確認できない事例や排水口の 安全管理が徹底されていない事例が見られ、教育委員会においても、各小・中学校の排水 口については安全対策を把握していない状況が見られたことは、学校プールの管理の安全 性に対する信頼を揺るがしかねないものである。

教育委員会は、各小・中学校におけるプール薬剤の適正な取扱い及び管理について、再 度周知徹底を図るとともに、排水口の安全対策について早急に実態を把握し、不備が見ら れた場合には至急改善を図られたい。

今後は、教育委員会と各小・中学校が、プールの維持管理のあり方が児童・生徒の安全に関し、極めて重要であるという共通認識に立ち、強い危機感を持って日常点検などの安全対策を確実に行い、一丸となって、児童・生徒の安全確保の徹底を図ることにより、管理監督責任を果たされたい、とあります。

以上が、今回の監査結果となりますが、これに基づく措置につきましては、監査委員に

通知を行い、既に公表されているところでございます。

今回の結果を重く受け止めるとともに、今後、このようなことが再発しないよう、適切 な事務執行に取り組んでまいります。

以上、ご報告させていただきました。

大山委員長職務代理者 説明が終わりました。子どもの安全に関することですから、十分 やっぱり個々の学校で注意を払ってやっていただきたい。それ以上となると、どういった 方法がとれるのかなという思いと。

それから、もう1つは、注意事項の学校での現金に対する扱いなのです。預金通帳で扱うようにという指導は繰り返し行っていると思います。多分、注意を受ける学校の数は少なくなっていると思うのですけど。

福田委員 現金の管理について、預金口座から現金を必要の都度払い戻すということですが、そうしますと立替状態は生じえないということでしょうか。

笹野教育局長 まず、立替払いを含めた不適切な現金の管理ですが、今、委員長職務代理者大山委員の方からお話があったように、本当に件数的には減ってきています。ご指摘のとおり、何度か教育委員会でご報告をさせていただいております。特に今年度の監査でお話があったのは減っていると、確実に減っているのだけども、やはりまたこういうことがあったと。しかもそれが、昨年度の1年間を通じて事務処理の不適正な事例等が市内全体にあった中で、さらに徹底を図ったところにあって、なおかつ、少ない学校だったけどもあったということで厳しい指摘につながったものと理解をしています。

その意味で、さらに学校の方には強く指導をさせていただいて、今後はさらにゼロにするように徹底をしていこうと思っています。

今回の指摘事項があったのは、委託事業です。学校に研究委託をしている事業の経費です。その経費については、4月からすぐに事業が始まるのですけども、補助金の執行の手続きの関係で、どうしてもお金が出るのが一番早くても6月ぐらいになってしまうということで、4月から2か月ぐらいの間については、どうしても立て替えないと事業が始められないということで、必要な物品等の購入について一定期間の立て替えはやむを得ないというお話はいただいております。それがどれだけの期間いいのかというのは、我々とすると6月までお金が出ないので、その間は何とか認めていただきたいと思っています。ただ、今回ご指摘があったのは、それを超えた期間の立て替えがあったり、一番ひどいのは3月まで立て替えていたというケースがあったということで、これはもう言い訳のしようのな

い事案だったのです。

一定期間はその立て替えというのは、やむを得ない場合は認められていると我々は理解をしています。本来は、立て替えというのはあってはいけないものなのですけども、そういう事情がありまして、一定の状況は理解をいただいて、猶予というか、そういう取り扱いを認めていただいているのですけども、かといって、何か月でもいいということでは決してなくて、最低限にして、立て替えをなるべく少なくして、しかも基本的には口座で現金を出し入れし、管理をする。

どうしても一定期間何日かでも現金を置かなければいけないときには、金庫にきちっと 保管をして、受付簿、出納簿をつけるという、事務処理を徹底をしている。そういう状況 にあります。

何度もこういうご指摘があって、教育委員の皆様にはご心配をおかけして申し訳ありませんが、今後、さらに徹底をしてまいりたいと考えてございます。

新津教育環境部長 今、大山委員から言われたように、監査のたびに子どもの安全にかかわる部分であるにもかかわらず、毎回指摘を受けてございます。全く申し訳なく思っているところです。

私どもも、何故、これが繰り返されてしまうのかと考えた中で、今、教育委員会からの通知は校長先生、教頭先生へ出ているわけですけれども、担当している先生が直接知らないのか、そこへいくまでに温度がさめてしまうのか、そういう問題があるのかということを考え、今月25日に、体育の主任を集めまして、直接そちらに、こういう問題が起きていると伝える予定でおります。こういうことはきちっとやらないと、もし、万が一事故があったときには、我々も先生たちを守れませんよという話を直接していこうと思っています。ただ日誌を漏らしただけではないかと思われてしまうと困るものですから、そこはやはりきちっと指導していこうということで、まず、この25日にそういった話をさせていただきたいと考えています。こういうことが次年度も起こらないように対応していきたいと考えてございます。

田中委員 ぜひ、そうしていただきたいということと、これ抽出校ということで今回12 校だったのですけども、この結果というのは12校以外の学校にもお伝えしていただけて いるのでしょうか。

新津教育環境部長 これは、監査が終わりますと速やかに全校を集めまして、今回の監査 ではこういう指摘がございましたということの監査報告会を教頭先生と事務職員を対象に 開いております。ただ、今回のプールの問題は、事務職員はあまり関心のない部分でございますので、改めて体育主任を集めて周知を行いたいということでございます。

田中委員 今回、そのプールのことで金具がというところがあったのですけども、実際、これ、今回体育の先生を集めてというのはすごくいいことだと思うのですが、直し方がわからないのではないかな。直し方がわからないというのは手続き上のことです。どういうふうにやったら、これを直していただけるのか。多分、体育の先生が自ら直せるものだったらいいのですけど、そうではない場合が多分、多いと思うのですけども。その手続方法を知らない方が多いのではないかと思います。実際にこういう学校の中で、こういう箇所が見つかった場合は、どのような手順を踏んで修理をしていただけるのでしょうか。山口学校施設課長 プールの排水口の件でございます。学校から報告をいただいた中で、私がチェックをする立場で見逃してしまったことにつきましては、深くおわびを申し上げ

たいと思います。申し訳ありませんでした。

プールの排水口につきましては、写真を掲載して1つの例として、内蓋の排水口に格子があるかどうかということ、それと外蓋で4つ以上ボルトで固定できるかどうかということで、サンプルを出して対象校全ての学校に対して通知を出しています。学校施設課では、それに対して写真で報告をいただいて固定されていることを確認しております。原則としては、全て安全対策が講じられていると認識をしておりました。ただ、田名中学校につきましては、写真そのものが十分読み取れる写真ではなかったという点。また、我々としても学校が日常使っているものでありますので、中の格子につきましても、外蓋につきましても固定されているという認識を持っていたことによって、今回、ご指摘されたと見ております。

他の学校につきましては写真による確認、また、その学校としても徹底して確認をしていることでありますので、こういった事案につきましては、他にはないものと認識しております。

いずれにいたしましても、今後につきましては、ボルトが緩んでしまってとれかけることも考えられますので、プールを使用する際には事前に徹底して確認していただくことと、あと、不明なことがありましたら、学校施設課の方からも出向いて、直接確認をさせていただいて、安全対策を講じるという対応を進めてまいりたいと考えております。

新津教育環境部長 不都合が出た箇所等については、我々が全部回って調べているわけではございませんので、学校で気が付いた場合には、教頭先生を通じて学校施設課の方へ連

絡が入ることになっております。そして、業者が学校に行って直すのが通常のパターンで ございますので、今回のこれについてもボルトで留めるだけ、ボルトがあれば留まっちゃ うのですけれども、なければ特注という形になろうかと考えています。

田中委員 工事の方は教育委員会事務局で発注をして業者に行っていただくと。費用の方はどこで持つのですか。

山口学校施設課長 費用は学校施設課の方で負担をするものと、あとは学校で再配当という予算がございますので、学校で負担するものがあります。

田中委員 学校の方では、お金が足りないというのをよく聴くので、そういう中で学校の方ではやりくりが大変なのではないかと思います。どこまでが学校でどこまでが学校施設課でやっていただけるかというのは、もちろん先生方はわかっていらっしゃるとは思うのですが、なるべく子どもたちの活動費に影響がないよう、学校施設課で負担していただき、その方が先生方も申請をしやすいのではないかと思います。

また、現金の扱いというところでは、本当に先生方はご苦労されていると思います。お忙しい中で銀行に行って現金の細かい出し入れをしなくてはいけないということは、本当に大変だと思うし、一度に全額を払い出してそれでというのも、すごく気持ちはわかります。

ただ、やっぱり先生方に意識していただかなければいけないのは、何かあったときということと、やっぱりその管理をきちんと日常やっていれば何事も起こらないところだと思います。やっぱりここはきちんとやっていただくことを、もう1回ちゃんとまた再認識していただけたらいいのかなと思いますので、どうぞその辺をお伝えいただければと思います。よろしくお願いします。

大山委員長職務代理者 よろしいですか。監査の結果を重く受け止めて、ぜひ、学校全体で安全管理を徹底していただきたいと思います。

この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大山委員長職務代理者 では、最後に次回の会議予定ですが、9月8日木曜日、午後2時 30分から、教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大山委員長職務代理者 それでは、次回の会議は9月8日木曜日、午後2時30分開催予 定といたします。 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉 会

午後3時57分 閉会